

# 高志館高校生徒心得

## 第1章 生活全般について

第1条 校則、生徒会規約その他あらゆる規則は守る。

第2条 公共物を破損した場合は届け出る。

第3条 盗難にあった場合は速やかに届け出る。

第4条 生徒証明書を紛失した場合は速やかに届け出る。

第5条 公共物及び私物の無断借用は厳禁とする。

第6条 授業中は無届けの外出はしない。

第7条 生徒間の制裁懲罰（いじめ等）その他これに準ずる行為は厳禁とする。

第8条 生徒は校内の秩序を乱すような言動をとってはならない。

第9条 不正行為（カンニング等）は勿論のこと、その他社会的モラルに反するような行為はしてはならない。

第10条 携帯電話・スマートフォンの学校敷地内への持ち込みは許可するが、持ち込む場合は電源を切りバッグに入れておく。

第11条 アルバイトを希望する者は学校の許可を得て行う。

## 第2章 髪型、服装、身だしなみについて

### 第12条 髪型について

1) 高校生らしい清楚な髪型とする。

- ① 染色、脱色などの加工をしない。
- ② 前髪は目にかからない。
- ③ 眉やまつ毛は整える以外の加工をしない。
- ④ その他、特異な髪型をしない。

2) 髪を伸ばす場合には以下の規定を適用する。

- ① 髪が肩に触れる場合は結ぶ。
- ② リボンの使用は禁止する。ゴムは、派手でないもの。

### 第13条 服装について

指定の制服を正しく着用する。

#### **制服A**

冬服……本校指定（ブレザー、セーター、長袖ワイシャツ、ネクタイ、スラックス）

合服……本校指定（長袖ワイシャツ、ネクタイ、スラックス）

夏服……本校指定（半袖ワイシャツ、スラックス）

〔靴〕 黒革靴又はスニーカー（ゴム底を使った布製又は革製の靴）

[靴下] 白色・黒色・紺色（踝の隠れる長さ）

[ベルト] 特異でないもの

#### 制服B

冬服……本校指定（ブレザー、セーター、ベスト、長袖ブラウス、ネクタイまたはリボン、スカートまたはスラックス）

合服……本校指定（ベスト、長袖ブラウス、ネクタイまたはリボン、スカートまたはスラックス）

夏服……本校指定（半袖ブラウス、スカートまたはスラックス）

[靴] 黒革靴又はスニーカー（ゴム底を使った布製又は革製の靴）

[靴下] 本校指定（紺色）・白色・黒色（踝の隠れる長さ）

[タイツ] 黒色・うすだいだい色

第14条 身だしなみは、周りの人を不快にさせないよう心がける。

[装飾品] ピアス等の装飾品はつけない。

### 第3章 通学について

第15条 通学に際しては交通道徳を守り他人の安全を侵害してはならない。

第16条 自転車及び原動機付自転車（以下「原付」という。）通学生は、所定の場所に学校のステッカーを貼付したものを使用し必ず施錠をする。雨合羽を所持する。雨天時には雨合羽を着用する。

第17条 運転免許取得等について

（1）原付免許取得は禁止とする。ただし、次のイ又はロ及びハに該当し、学校長に申請して認められたときは、通学用として原付免許の取得を認める。

イ 自宅から学校までの路程が、10 km以上あるとき。

ロ 山間部に居住し自宅から最寄りの停留所までの路程が1 km以上あるとき。

ハ 学校長の開催する説明会及び許可式に保護者と本人が出席できる者。

（2）前号のほか、通学用原付運転免許取得について特別な理由がある場合は、協議の上判断する。

（3）四輪普通免許取得、（四輪普通免許・自動二輪免許）取得、準中型免許取得のための自動車学校入校は、原則として3年次11月1日以降に許可制とする。

1）進路が決定しているもの、欠点がないもの、学校生活・態度が良好なものに限る。

2）運転免許取得について特別な理由がある場合は、協議の上判断する。

附則 この一部改正後の心得は、令和6年3月22日から施行する。